

綾歌郡学校保健会会則

(名称及び事務所の位置)

第1条 本会は、綾歌郡学校保健会（以下「本会」という。）と称し、事務局を綾川町教育委員会事務局に置く。

(目的)

第2条 本会は、綾歌郡（以下「郡」という。）における学校保健活動の振興を図り、町立小学校及び中学校の幼児、児童、生徒及び教職員の健康な学校生活及び学校教育活動の円滑な推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するため、次に上げる事業を行う。

- (1) 学校保健の普及及びその向上に資する事業
- (2) 学校保健に関する講習会、講演会等の開催及び研修派遣事業
- (3) 学校保健優良校・学校保健優良児等の表彰
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 本会は、次に掲げる団体等の代表をもって組織する。

- (1) 綾歌地区医師会
- (2) 郡歯科医師会
- (3) 郡学校薬剤師会
- (4) 郡学校長会
- (5) 郡小中学校保健班代表
- (6) 郡小中学校養護班代表
- (7) 宇多津町教育委員会事務局
- (8) 綾川町教育委員会事務局

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

- 2 会長及び副会長は、前条第1号から第4号までに掲げる団体等の代表の互選により定める。
- 3 理事は、前条第5号から第8号までに掲げる団体等の代表をもって充てる。
- 4 監事は、前条第4号に掲げる団体等の代表をもって充てる。

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 理事は、本会の運営上必要な事項を審議し、会務を執行する。
- 4 監事は、会務及び会計を監査する。

(経費)

第10条 本会の経費は、補助金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(委任)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が総会に諮り定める。

附 則

この会則は、平成31年4月1日より施行する。